

## 三宅島の現状（その3）

平成13年3月27日  
現地災害対策本部（神津島）

### 【島の状況】

3月12日付けの三宅島の現状（その2）でお知らせして以来先週末までは、大きな雨もなく、新たな泥流被害の発生や被害の拡大はありませんでした。また、25日から26日にかけて20ミリ程度の雨がありましたが、本日確認したところ新しい被害は出ていません。

### 【火山活動】

3月12日から26日までの間、火山活動に若干の変化がみられました。

19日（月）には、朝7時頃から7時40分頃まで一時的に灰白色の火山灰交じりの噴煙が800mの高さまで上がっているのが確認されました。この時は、航行中の船舶から噴火音が聞こえたとの報告がありました。

これについて、火山噴火予知連絡会の井田会長は「火山ガスを放出する道が一時的にふさがって、中の圧力が高まって火山灰を放出したものと考えられる。今後もこのような火山灰の放出がおこる可能性があるので注意して欲しい。」と発言しました。また、24日（土）の明け方4時頃にも、震度1の有感地震を伴って800m～1800mの噴煙が観測されるなど、火山ガスに対して引き続き警戒が必要です。

### 【復旧作業】

前回、はまゆう丸の導入による本格的な災害復旧作業の取り組みについてお知らせしました。

初めは悪天候つづきで苦戦しておりましたが、先週の好天でこれまで8回渡島ができました。立根、芦穴などの仮橋（かりばし）の資材や沢の上流に取り付けるワイヤーネットなどの資材も運び入れ、くい打ち作業やネットの取り付け作業などを開始していますが、26日は、雨と強風のため、作業は中止になってしまいました。

災害対策本部としては、このような事態にめげずに、大型車も通行できるよう周回都道に仮橋を設置する工事、家屋被害の泥流被害拡大を防ぐ大型土のう積みや流木止めの工事を進めるほか、電気、電話、水道等ライフラインの復旧に全力で取り組んでいきます。

# 老・福・障・親 制度の一部負担金の減免について

(下記の要件に該当する方は申請すると一部負担金が減免されます)

## 1 適用要件

各制度の医療証等をお持ちの方の属する世帯の生計を維持する方が、次の(1)のいずれかに該当し、なおかつ、(2)に該当することにより、一部負担金の支払が困難になると認められる場合

- (1) ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅・家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。  
イ 事業又は業務の休廃止、失業などにより著しく収入が減少したとき。
- (2) 村民税の非課税者、村民税の減免されている者及び災害によって村民税が減免された者

## 2 適用の期間

申請日から6ヶ月間

## 3 一部負担金とは(適用の範囲)

保険医療機関等(病院、診療所、薬局)で医療を受けたときに、窓口で支払う医療費の自己負担の額(外来一部負担金と入院時一部負担金)が免除の対象です。

下記のものは対象となりませんのでご注意ください。

### 【免除の対象とならないもの】

- 入院時の食事療養費標準負担額
  - 訪問看護の利用料
  - 柔道整復師の施術に係る一部負担金
  - あん摩・マッサージ指圧師の施術に係る一部負担金
  - はり師、きゅう師の施術に係る一部負担金
- など

## 4 問い合わせ及び申請先

三宅村新宿総合事務所保健福祉課

電話 03-5321-1111 内線45-644

# 三宅島「げんき農場」で働いていただく方の募集

(三宅島特産農産物種苗等の栽培・保全等事業)

三宅島から避難されている島民の方々に、八王子市宇津木町で、島の特産農産物等を生産し、帰島後の速やかな営農の再開等を行っていただく為に、三宅島「げんき農場」で働く方を下記のとおり募集いたします。

## 1. 応募資格

三宅島から避難されている島民の方

## 2. 募集期間等

募集期間 13年 4月 2日～10日 (往復はがきにて郵送 4月10日消印有効)

採用通知 13年 4月17日～20日 (採用・不採用にかかわらず郵便等により連絡)

## 3. 勤務地

八王子市宇津木236-1 (都立小宮公園横)

【最寄駅JR八王子駅、バス停「稻荷坂」から徒歩10分】

## 4. 勤務条件

①勤務内容 島の特産農産物等の栽培・収穫等 (軽作業)

②勤務期間 平成13年 4月23日 (月) から 平成13年 9月末まで

③勤務日数 1ヶ月に10日～15日程度

④賃 金 6, 280円/日 (税含)

⑤交通費 別途実費支給

⑥募集人員 50人程度 (応募者多数の場合は選考とします。)

⑦その他 平成13年10月から第Ⅱ期として同様の雇用があります。  
(なお、Ⅰ期Ⅱ期の重複雇用はできません。)

## 5. 問い合わせ先

三宅村新宿総合事務所産業観光課

(代) 03-5321-1111 (内線) 45-660

(直) 03-5320-7829

## 6. 応募方法

往復はがきにて ①現住所 ②旧三宅村住所 ③氏名 ④年齢 ⑤性別 ⑥電話番号  
を記入の上、下記住所に郵送してください。返信はがきに必ず現住所の記入をして下さい。  
(13年4月10日消印有効)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

東京都産業労働局農林水産部農政課管理係 げんき農場担当

# 第2回三宅島島民ふれあい集会

がんばろう三宅島！～笑顔で帰れる日のために～ Vol. 2

日時：2001年4月15日(日) 午前10時30分～午後3時30分

会場：港区立芝浦小学校

桜の花もほころび、日に日にお天道様の暖かさもましてきましたが、皆様お元気でいらっしゃいますか。「第2回三宅島島民ふれあい集会」を開催いたします。盛りだくさんのプログラムを予定していますので、皆様お誘いあわせの上、春らしい陽気に誘われてお出かけください。

## ステージイベント

10:30～11:00、12:00～12:40

- 東京都、三宅村、港区、三宅島支援東京センターからの激励メッセージ
- 三宅島神着木遣太鼓、伊ヶ谷獅子舞

## 島民懇談会(体育館)

13:00～15:30

- テーマ：「三宅島の被害状況と今後の復旧・復興への取り組みについて」東京都建設局
- テーマ：「生活実態アンケートに対する行政の対応について」三宅村役場
- 意見交換

十分な食事をご用意するつもりですが、当日のお持ちこみも歓迎です！！

## 校庭および校舎内各コーナー

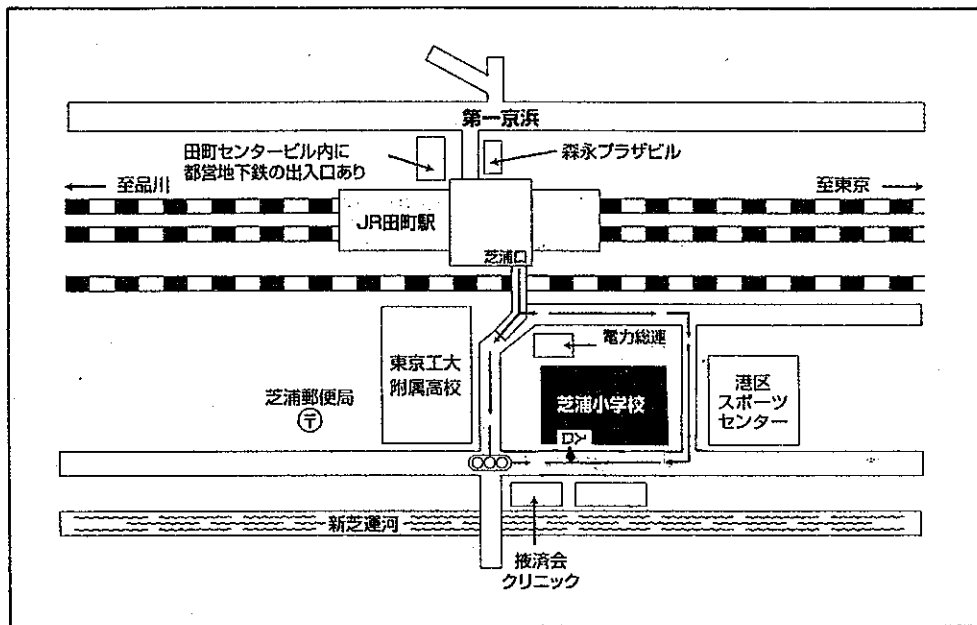
- 島民によるテント：くさや(有志)、ポテトフライ(母の会)、豚汁(商工会女性部)、やきもち(商工会) など
- 健康相談コーナー：島しょ保健所三宅出張所
  - 就労相談コーナー：三宅村企業課
  - みんなで遊ぼう保育園：三宅村保育園
- 支援団体テント：指圧コーナー(日本赤十字東京都支部) 法律相談コーナー(全国青年司法書士協議会) ふれあいコーナー(東京都生協連) など

## 【会場のご案内】

港区立芝浦小学校 〒108-0023 港区芝浦3-1-20

〔交通〕 JR 山手線・京浜東北線『田町駅』東口下車（海岸方向）徒歩5分、  
都営地下鉄浅草線・三田線『三田駅』下車徒歩3分、  
都バス（浜95系統、品川車庫～浜松町経由～東京タワー）、  
都バス（田70系統、新宿駅西口～一の橋経由～田町駅東口）田町駅東口下車0分

- \*今回は送迎バスの数を16台に増やして、ご用意いたしました。個別の送迎にもある程度対応できますので、ご遠慮なく東京センターまでお問い合わせください。
- \*お車でおいでのの方は、駐車スペースに限りがありますので前もってお知らせください。
- \*洋式トイレもご用意しました。安心してお出かけください。



## お問い合わせ先

第2回三宅島島民ふれあい集会実行委員会事務局

(三宅島災害・東京ボランティア支援センター)

TEL: 03-3260-7573

FAX: 03-5229-1646

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1

東京ボランティア・市民活動センター 気付

主催：三宅島島民連絡会／三宅島社会福祉協議会／東京ボランティア・市民活動センター  
三宅島災害・東京ボランティア支援センター

共催：東京都三宅島三宅村

後援：東京都／東京都港区

# 保健所だより

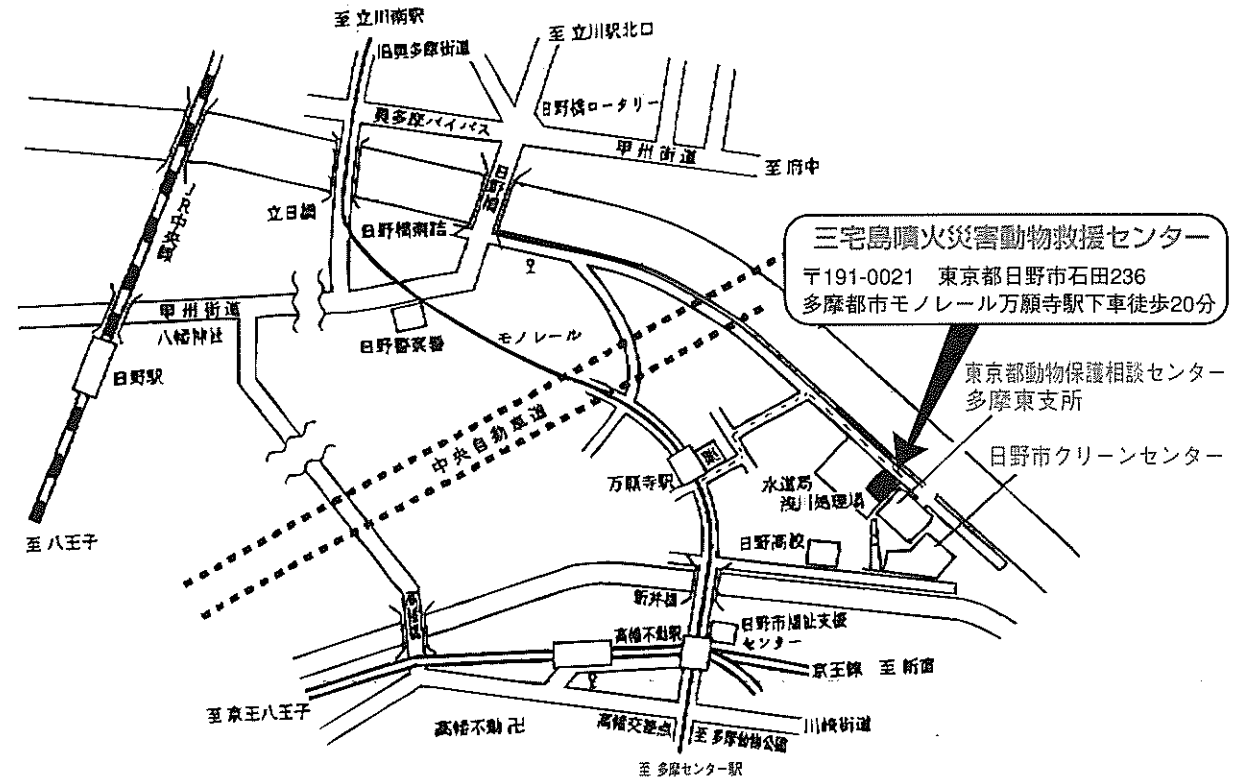
東京都島しょ保健所三宅出張所 〒105-0022 港区海岸1-13-17 TEL.03(3436)3654  
東京都公文書館3階 FAX.03(3436)3657

## 三宅島噴火災害動物救済センターが開設されます

東京都及び(社)東京都獣医師会では、飼い主の皆さんの犬、猫などのペット約二百匹を一時お預かりし飼養管理してまいりましたが、この度、(社)東京都獣医師会をはじめ動物愛護団体で構成する「三宅島噴火災害動物救済本部」の運営による「動物救済センター」が設置され、お預かりしているペットを一ヶ所にまとめて保護することになりました。

動物救済センターは日野市の多摩川河川敷沿いにあり、犬と散歩もできます。ぜひ面会にお出下さい。

なお動物救済センターは義援金の募集により、ボランティアの協力を得て運営されます。皆さんのご協力をお願い申し上げます。



## 成人期栄養調査

### 三宅・御蔵編

島しょ保健所では平成12年度の事業として小規模企業健診や住民の誕生日健診を受診した、18歳から64歳の方を対象に「成人期の健康栄養調査」を実施しました。

「間食しない」は男性44%、女性15%である。

三宅島は全島避難する以前に調査した170名(男性91名、女性79名)、御蔵島は郵送によるアンケートによって、55名(男性28名、女性27名)の方にご協力いただきました。ありがとうございます。

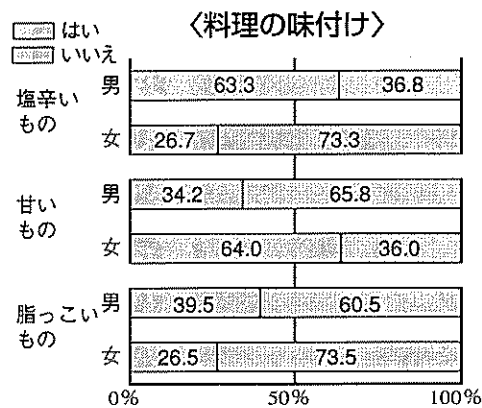
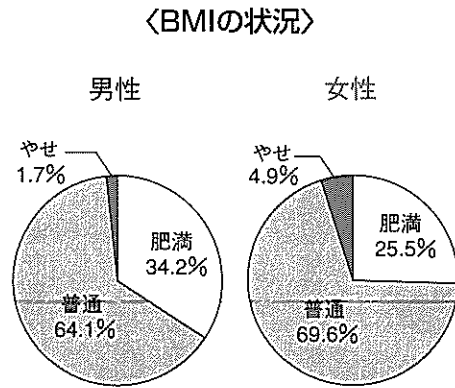
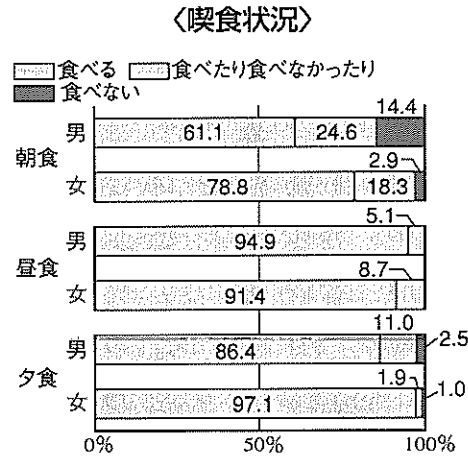
この調査結果から、何点かをお知らせします。

#### ●体格(BMI)の状況

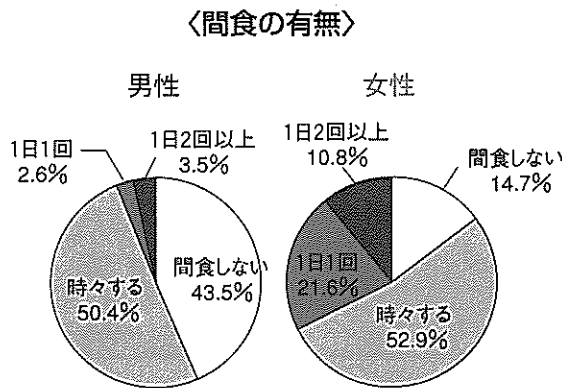
肥満の人は男性34%、女性25%で、男性の方が肥満傾向にある。

#### ●食生活

○食事  
朝食は「毎日食べている」が男性61%、女性79%。  
○間食



●料理の味付け  
「どちらかという塩辛いものが好きだ」と回答した人は、男性63%、女性27%と男性が多い。



#### ◆救援本部事務局

〒107-0062 港区南青山一丁目1番1号  
(社)東京都獣医師会内

TEL 03-3475-1701

URL <http://miyake-a-save.cool.ne.jp/>

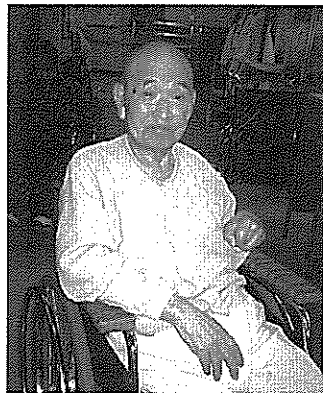
#### 義援金の受付

受付機関名	三宅島噴火災害動物救援本部
振込口座	(銀行・支店名) さくら銀行 青山支店 (口座名) 三宅島噴火災害動物救援本部 (口座番号) 普通口座 6557259

調理師・製菓衛生師試験の  
願書を配付します。

▽配付場所 都内の保健所または東京都衛生局健康推進部健康推進課免許係(都庁第一本庁舎27階南側)  
TEL 03-53320-4358  
▽願書受付(一般) 郵送  
平成13年5月1日~11日  
▽試験日 平成13年6月24日

# 元気 をもらいましょう



青沼さん

「二階建ての環境が嫌い、何かとごまかしている中で、気持ち切り替え、前向きに生活されていらっしゃる方々のお話を伺ってきました。」

**（青沼 一也さん）**  
「わっ—— 青沼さん、車椅子を自分で動かせるようになったんですね。すごーい」

「そうですね。避難してからの今のうちに寝たきりにならないうちに、リハビリやっていた。続けりゃ効果あるよ。」

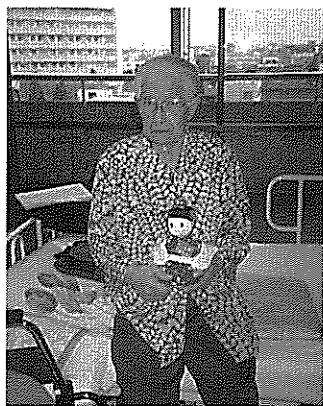
「いろいろ苦労話などお伺いしました。が、不自由になっても諦めを持って立ち向かわれる姿には感動しました。帰りに、握手をした手は力強く、リハビリの効果ももっとも出てくるのではないかと思います。」

**（平野武男・芳枝ご夫妻と宮沢キミさん）**  
「階段を下り上りするの辛い生活するのは嫌にも思わなかったよ。「しかも、平野さんのお宅は4階です。でも、す



平野武男・芳枝ご夫妻 宮沢キミさん

## （栗本マツ子さん）



栗本さん

「避難してからの間は、自分のことは自分でやるようになってきた」と思ったそうです。リハビリも十回と言われれば二十回はやる。自分でも工夫してベッドに腰掛けて立ったり座ったり。今では洗濯をするまでになりました。良く動いて自然に体重も減少し、とても軽やかだそうですね。」

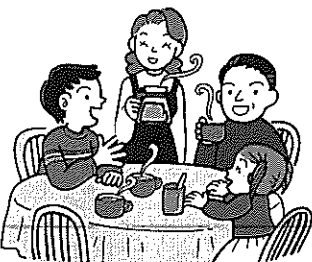
手を休めないようにと、人形の着物をつくったり、手まりを作ったり、おしゃべりしたりと八十八歳になるとは思えないひたむきさが、美しく年齢を重ねる秘訣ですね。

「いいー！膝が痛い、このままでは外に出なくなると歩けなくなる」と考えたそうです。」

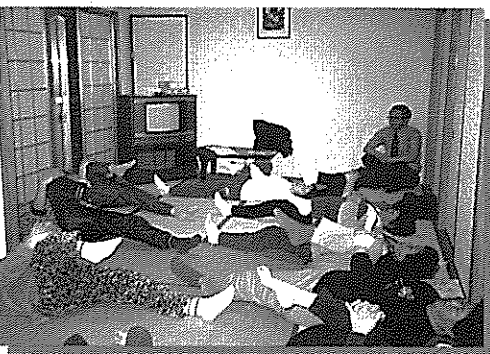
『食事は食べる分量だけ買うようにして、毎日買物に出るよ。ここので散歩するよ。』を実行してらっしゃいます。

足腰が鍛えられて、人居当初は階ごとに休んでいた階段も、今では休まず上れるようになってきました。

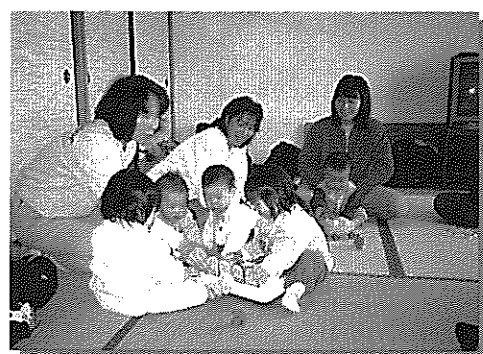
おしゃべりの途中、隣棟の宮沢さんもおわり、「泣いてばかりはかわいくない。帰れる日がきたら帰れるんだから。ちゃんと食べて、足腰鍛えてその日に備えなくちゃー」といっていても前向きに考えていらっしやるのはさすがです。



- ① 適正体重を維持しましょう。
- ② 1日3食、主食、主菜、副菜をそろえて食へましょう。
- ③ 味付けは、塩味も甘味も控えめにしましょう。
- ④ 適正飲酒を守りましょう。
- ⑤ たばこは控えましょう。
- ⑥ 1日1回は、10分くらいかけて歯をみがきましょう。
- ⑦ 毎日30分以上歩いたり、体を動かすようにしましょう。
- ⑧ 適度な睡眠時間を確保しましょう。
- ⑨ 趣味やスポーツを楽しんだり、家族だらんの時間をもち、ストレスを解消しましょう。
- ⑩ 年に一度は健診を受けましょう。



イテテテ。運動不足もこれで解消！



赤ちゃんが増えて、島はとてにぎやかです。

御蔵島保健事業を  
支援してきました

## ●運動の回数

健康づくりのための運動回数は男女ともに「ほとんどなし」が最も多く、男性42%、女性64%である。

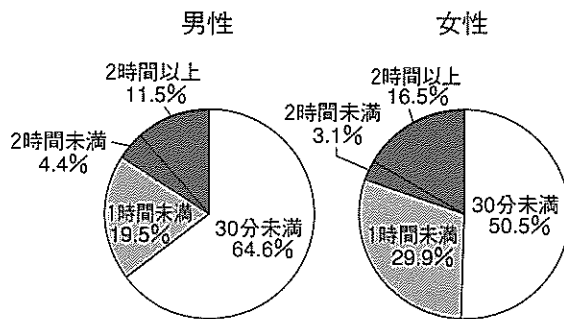
## ●歩行時間

「30分未満」が男女ともに最も多い。

## ●歯や口の状態

約6割の人が「やや不満」または不自由と感じている。

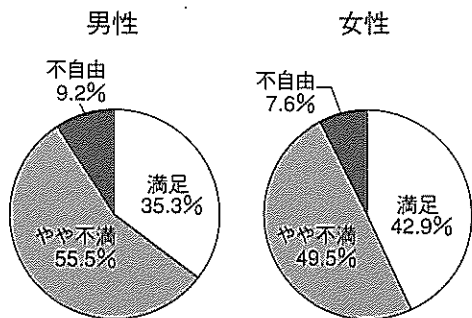
## ＜1日の歩行時間＞



「健康日本21」で、健康づくり運動が展開されています。生活習慣病を予防し、痴呆や寝たきりにならない期間（健康寿命）を延ばして、元気で長生きを目指しています。

島しょ保健所では、今回、島しょ地区の調査結果をもとに、島しょ住民の健康寿命を延ばすために、次のようなりーフレットを作成し皆さんに呼びかけることになりました。

## ＜歯や口の状態＞



平成13年3月26日  
14時00分  
東京都災害対策本部

東京都災害対策本部の対応等について(第270報)

三宅村に都営バス車両を寄贈いたします

このたび、交通局では、都営バス2両を三宅村に寄贈することといたしました。

これは、三宅村の児童・生徒の通学用バスとして利用するため、都営バスを無償で譲渡願いたいとの三宅村からの依頼に対し、3月末除籍予定の車両を寄贈することにしたものです。

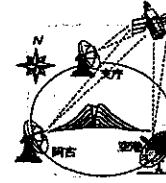
なお、ボディーカラーについては現行の都営バスカラーとし、行き先表示は「三宅村教育委員会」となります。

【参考】

- ・引渡し車両：平成2年度初度登録車
- ・引渡予定日：平成13年3月28日(水)
- ・運行経路：武蔵村山団地～都立秋川高校(予定)

問い合わせ先  
東京都災害対策本部報道班  
03-5388-2211、2212(直通)  
21-232～236(都庁内線)

連絡先  
交通局自動車部車両課  
村瀬、鈴木  
Tel. 03-5320-6128(直通)  
46-681(都庁内線)



平成13年3月21日  
14時00分  
東京都災害対策本部

東京都災害対策本部の対応等について(269報)

三宅島の雄山噴火に伴う高濃度ガス連続自動測定結果について(その5)  
(3月1日～3月15日)

東京都では、阿古今崎、三宅島空港及び三宅支庁の3地点で、気象庁等からの電力の供給を得ながら、平成12年11月から火山性ガスの高濃度に対応した連続自動測定を続けています。このたび、3月1日から3月15日までの3地点の測定結果をとりまとめましたので、お知らせいたします。

1 測定内容

- (1) 測定地点：阿古今崎、三宅島空港、三宅支庁
- (2) 測定期間：平成13年3月1日1時～平成13年3月15日24時
- (3) 測定項目：二酸化硫黄及び硫化水素
- (4) 測定方法：[二酸化硫黄] 紫外線蛍光法(0.1～100ppm)  
[硫化水素] 定電位電解法(0.1～50ppm)

2 測定結果

雄山から連日多量の火山性ガスが放出されており、風向きや風速等の気象条件によっては火山性ガスの濃度が高くなっている地点がある。測定地点が風下寄りになる時に二酸化硫黄等の濃度が高くなっており、このような時の二酸化硫黄濃度は、環境基準に比べ高いレベルにある。

(1) 二酸化硫黄

期間中の1時間値の最高値は、三宅島空港の9.0ppm(3月15日19時)であった。阿古今崎での最高値は0.1ppm(3月3日5時)、三宅支庁では1.5ppm(3月4日3時)となった。5分値の最高値は三宅島空港の13.6ppm(3月15日16時10分)であった。三宅島空港は、日平均値及び1時間値の環境基準の超過割合も最も多く、それぞれ73%、44%であった。これは、この期間西あるいは北西寄りの風の割合が多く、風速の強い時に、噴出ガスの吹きおろし並びに気層の混合が起こるためと考えられる。

(2) 硫化水素

期間中の1時間値の最高値は、三宅島空港の2.2ppm(3月7日17時)、三宅支庁では0.2ppm(3月1日2時)であった。阿古今崎では硫化水素は検出されなかった。なお、5分値の最高値は、三宅島空港の3.4ppm(3月15日15時45分)であった。

総括表(二酸化硫黄)

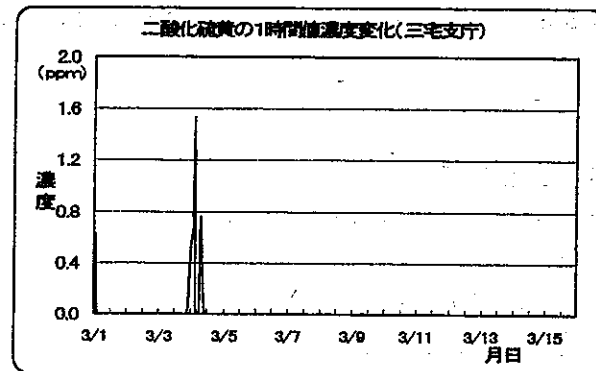
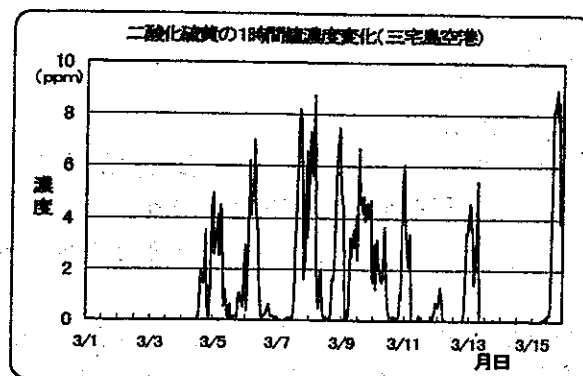
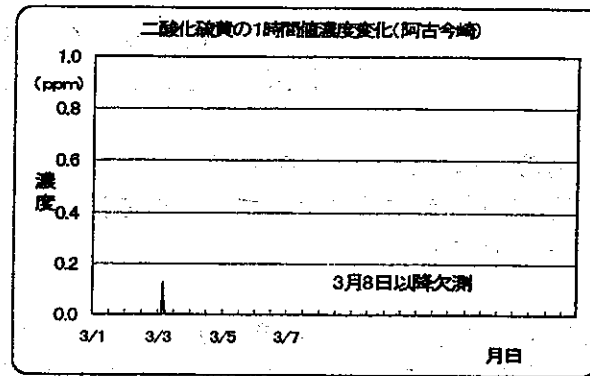
測定地点	測定日数 (時間)	日平均値	時間値	5分値	日平均値 最高値 [ppm]	1時間値 最高値 [ppm]	5分値 最高値 [ppm]
		>0.04ppm 日数(割合)	>0.1ppm 時間(割合)	>2ppm 回数(割合)			
阿古今崎	7 (139)	0 (0%)	1 (0.7%)	0 (0%)	0.01 (3/3)	0.1 (3/3,05)	0.3 (3/3,05:45)
三宅島空港	15 (360)	11 (73%)	160 (44%)	927 (21.5%)	3.33 (3/9)	9.0 (3/15,19)	13.6 (3/15,16:10)
三宅支庁	15 (359)	1 (7%)	8 (2%)	3 (0.1%)	0.18 (3/4)	1.5 (3/4,03)	3.2 (3/4,03:20)

(注) 阿古今崎は、データ収集装置故障のため3月8日以降欠測

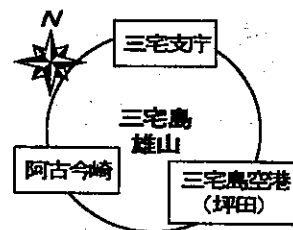


各測定地点の濃度変化（二酸化硫黄 1時間値）

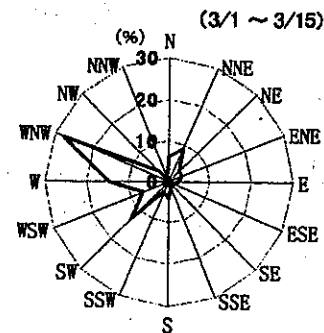
平成13年3月27日  
14時00分  
東京都災害対策本部



本期間の風向別頻度割合(%) [阿古]



[測定地点の位置図]



(3/1～3/15)  
(気象庁測定データ)

[参考]

- 二酸化硫黄の環境基準：日平均値0.04ppm 1時間値0.1ppm  
防毒マスクを装着しない場合の許容濃度基準：2ppm
- 二酸化硫黄の人体への影響（健康な方）（喘息体質の方は要注意）  
0.5～1ppm 臭気を感じる  
2～3ppm 刺激臭となり不快感を覚える  
5～10ppm 鼻やのどに刺激、咳がでる  
20ppm 目に刺激、咳がひどくなる
- 過去の最大値（1時間値）  
二酸化硫黄：12.0ppm（三宅島空港12月13日） 硫化水素：2.9ppm（三宅島空港1月28日）

東京都災害対策本部の対応等について（第271報）

三宅村シルバー人材センター立川支所の開設について

三宅村シルバー人材センターについては、昨年9月よりシニアワーク東京（千代田区飯田橋3-10-3）内に随時事務所を開設しておりますが、この度、多摩地域へ避難されている高齢者の方々の支援強化を図るため、国や関係機関の協力のもとに、東京都立川地域防災センター内に立川支所を開設することと致しましたので、お知らせします。

なお、立川支所にはパソコンを6台、飯田橋の本部にも4台設置し、簡単な講習会や事務局・会員間での相互交流を図るスペースを設けることとしております。

- |       |   |
|-------|---|
| 1 名称  | 「三宅村シルバー人材センター立川支所」   |
| 2 開設日 | 3月30日（金）より業務を開始します<br>（3月28日中に最終機材等搬入予定）  |
| 3 場所  | 東京都立川地域防災センター3階<br>東京都立川市緑町3233-2<br>電話 042-548-3717<br>FAX 042-548-3717                            |
| 4 概要  | ・多摩地域を中心にした新規会員の入会相談・受付の取次ぎ<br>・インターネットを活用した就業の場の開拓及び会員への提供<br>・高齢者でもわかりやすいパソコン教室<br>・会員や避難住民との交流広場 |

問い合わせ先

東京都災害対策部報道班  
03-5388-2211～2（直通）  
21-232～236（都庁内線）

連絡先

労働経済局労政部就業推進課 高橋、細沼  
03-5320-4661（直通）  
36-410（都庁内線）

問い合わせ先

東京都災害対策本部報道班  
03-5388-2211, 2212（直通）  
21-232～236（都庁内線）

連絡先

環境局環境評価部広域監視課  
芳賀・戸村  
5388-3567（直通）  
42-760, 42-771（都庁内線）

ご活用ください

# 情報連絡員

三宅島社会福祉協議会では、三宅村からの委託により、情報連絡員設置事業を行っています。

行政から送られる情報について、内容に不明の点があったり、手続きの方法がよく分からない場合などのために、身近な連絡・相談役として活動していますので、どうぞご活用ください。

- ① 情報連絡員の担当地区は裏面のようになっています。同一区市内の分担については、後日お知らせいたします。
- ② 情報連絡員から皆様のお宅に電話連絡をし、避難生活の状況をお聞きすることがありますので、ご協力よろしく願いいたします。
- ③ 皆様のお近くに避難されている方、またはお知り合いの方で、申請手続き等でお困りの方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

## 三宅島社会福祉協議会

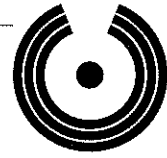
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10階  
電話 03-3235-5730  
ファクス 03-5229-1651

情報連絡員分担地区（平成13年4月1日現在）

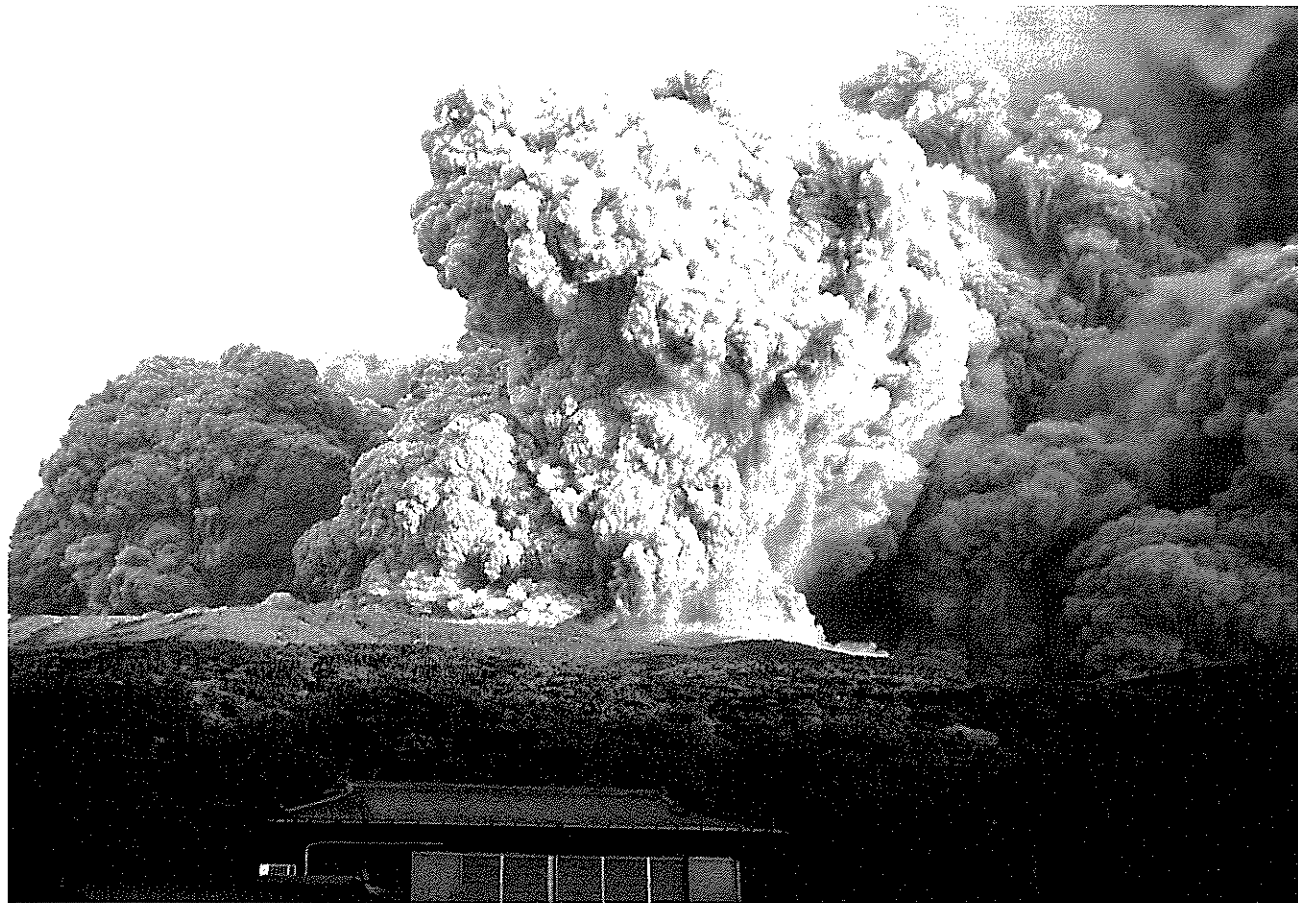
連絡員氏名	住所・連絡先	分担区市（居住区市も含みます。）
大年多佳子	八王子市南大沢5-1-3-1403 0426-77-1308	町田市 多摩市 昭島市
酒井 謙三	八王子市南大沢3-8-1-306 0426-75-0648	青梅市 福生市 瑞穂町
森下久美子	八王子市南大沢5-1-3-1102 0426-77-4090	あきる野市 日野市
寺本 昭子	八王子市別所2-22-2-1101 0426-77-6171	稲城市
金澤 裕子	武蔵村山市緑が丘1460-90-403 042-561-7124	東大和市
川口富貴子	東久留米市下里4-1-20-101 0424-77-1685	清瀬市 東村山市 小金井市
青山 孝子	東久留米市下里4-1-2-503 0424-75-6766	小平市 立川市 国分寺市
栗本 淑子	東久留米市下里4-1-2-312 0424-75-2844	国立市
吉澤 真紀	府中市南町4-40-1-26-501 042-336-4266	調布市 狛江市 三鷹市 武蔵野市
北川 由紀	西東京市向台町2-13-16 0424-61-5979	練馬区 杉並区 中野区
田中悠紀子	北区桐ヶ丘1-7 E-2-308 03-3909-3486	板橋区 豊島区
佐久間フジエ	大田区蒲田2-14-4-307 03-3731-3041	世田谷区
山本喜美代	目黒区三田1-11-26-305 03-3714-4180	品川区 新宿区 渋谷区
五十嵐文子	葛飾区高砂4-1-51-403 03-3673-1003	足立区
飯倉 則子	江戸川区小松川1-2-3-1-1307 03-3684-7512	墨田区
井口美恵子	江東区塩浜2-23-1-607 03-3647-6100	中央区
高田けさよ	江東区塩浜1-5-3-805 03-3647-2258	台東区 荒川区
早川マス子	港区港南3-1-26-1307 03-3472-5536	千代田区 文京区
石井 藤枝	八丈町大賀郷2290-101 04996-2-5231	島しょ地域

※連絡員の増減により担当を変更することがあります。また、他県については、今後順次分担を整備していきます。

# 三宅村 議会だより



第 68 号  
平成13年 3月30日発行  
発行/三宅村議会  
東京都新宿区西新宿2-8-1  
三宅村新宿総合事務所内  
☎ 03-5320-7839



・議長あいさつ	議会だより発行に寄せて	2 ページ
・議会活動報告	議会の動き	2 ページ
・特別委員会報告	三宅島噴火災害復興対策特別委員会報告	3 ページ
・審議議件	第三回・第四回定例会で審議された議件	4 ページ

## 第三回・四回で 審議された議案

島外避難後の定例会で審議された議案は次のとおりです。

### 【第三回定例会】

議案第1号 平成12年度三宅村一般会計補正予算(第8号)に係わる専決処分の承認について

議案第2号 平成12年度三宅村一般会計補正予算(第9号)に係わる専決処分の承認について

議案第3号 三宅村営住宅使用条例の一部を改正する条例

議案第4号 平成12年度三宅村一般会計補正予算(第10号)

議案第5号 三宅村組織条例の一部を改正する条例

議案第6号 三宅村新宿総合事務所設置条例

議案第7号 三宅村公告式条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

認定第1号 平成11年度三宅村公営企業会計決算の認定

について  
1 平成11年度三宅村農業共済事業特別会計決算  
2 平成11年度三宅村旅客自動車運送事業会計決算  
3 平成11年度三宅村建材事業会計決算

### 【第四回定例会】

議案第1号 平成12年度三宅村一般会計補正予算(第11号)に係わる専決処分の承認について

議案第2号 三宅村議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成13年3月に支給する村長等の期末手当の支給率の特例に関する条例

議案第4号 三宅村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 三宅村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 三宅村乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 東京市町村総合

事務組合を組織する地方公共団体の数の増減および東京市町村総合事務組合規約の変更について

議案第8号 平成12年度三宅村一般会計補正予算(第12号)

議案第9号 平成12年度三宅村国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第3号)

議案第10号 平成12年度三宅村国民健康保険(直営診療施設勘定)特別会計補正予算(第5号)

議案第11号 平成12年度三宅村介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)

議案第12号 平成12年度三宅村介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第3号)

議案第13号 平成12年度三宅村簡易水道特別会計補正予算(第3号)

議案第14号 平成12年度三宅村農業共済事業の無事戻しについて

議案第15号 平成12年度三宅村農業共済事業特別会計補正予算(第3号)

### 議会を傍聴してみませんか。

議会の傍聴というと、何かむずかしく考えがちですが、決してそんなことはありません。議会では住民の皆さんの暮らしに関する身近な問題が審議されます。毎年3・6・9・12月に開催される定例会の初日は、一般質問が主として行われますが、補正予算審議など、住民に密着したモノもたくさん審議されます。村政を知るよい機会だと思いますので、是非お越しください。傍聴の手続きは受付で住所と名前を書き込むだけ。いっただいで構いません。議会が開催される議場の確認は議会事務局まで、お問い合わせください。 電話 03-5320-7839

### 編集後記

村民のみなさん、今回かつて経験したことのない雄山の噴火により、都会でさぞ自由な避難生活をされていることと思います。本来、このような災害時ですの、議会報告を素早く出し、議会の動向をみなさんにお知らせしなければならなかったのですが、お互いに遠くに住み、個々の議員活動等でなかなか時間が取れず、編集委員のメンバーの変更、議会事務局の異動・移転なども重なり発行が遅れましたことをお詫び申し上げます。以上の理由などで、今回の内容は六月二十六日からの議会の動きと特別委員会報告、第三・四回定例会で審議された議件とさせていただきます。

